

東洋大学国際教育センター短期プログラム承諾書

東洋大学長殿

1. 参加者の遵守事項

- (1) 東洋大学国際教育センター短期プログラム(以下研修という)の目的と趣旨を理解の上、研修に専念すること。
- (2) 大学が定める事前研修ならびに事後研修は留学プログラムの一環であることを理解し、本学の正課の授業等と重なっている場合を除き必ず参加すること。また、留学前後の語学学修(E-learning 講座等)にも積極的に取り組むこと。
- (3) 研修参加に際し、提出を指示されたものについては、期日までに必ず提出すること。
- (4) 本学指定の海外旅行保険および危機管理システムに加入すること。研修中の事故等に関しては、直ちに大学へ知らせること。留学中に既往症が再発した場合は、海外旅行保険の対象にならない可能性があることを理解している。既往症を含む健康状態については、「健康状態確認書」にて必ず申し出ること。
- (5) 現地集合、現地解散の研修の出発日および帰国日は、国際教育センターの定めに従うこと。また、すべての旅程(航空便、滞在先等)を定められた期日までに大学に届け出ること。
- (6) 引率者がいる研修については、その指示に従うこと。それ以外の研修については、研修先の大学・企業・団体等の指示に従うこと。
- (7) 研修に関する諸々の手続き(研修先に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における留学に関する各種手続き、単位認定手続き、留学費用の支払い、取消料等の確認、保険加入等)は事前に十分確認し、原則、参加者自身が責任をもって行うこと。また手続きや留学にあたり必要な情報(留学先国・地域及び大学等による各種規制情報含む)も責任をもって収集すること。
- (8) 特別な配慮を要する持病・既往症がある場合には、東洋大学国際教育センターへ申し出ること。また、自身が留学に十分耐えうる健康状態であることを確認したうえで留学に参加し、参加前に健康上の留意点や既往症等がある場合は、渡航開始前に解消するよう努め、留学への参加に支障がないことを医師の診断等により確認すること。
- (9) 研修先国・地域の法令及び規則を遵守すること。
- (10) 東洋大学生としての自覚を持ち、研修先の大学・企業・団体等の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしないこと。
- (11) 研修国では自動車等(自動車、オートバイ、電動スクーター等含む)の運転をしないこと。また、ヒッチハイク等の行為を行わないこと。
- (12) 研修国では合法であっても、薬物および銃刀等は一切扱わないこと。また、射撃場など銃等の関連施設への立ち入りや、金銭授受等のギャンブルはしないこと。
- (13) 研修国滞在中の休日に、滞在地を離れての長距離旅行ならびに外泊はしないこと。但し、ホストファミリーや現地スタッフが同行する場合はこの限りではない。
- (14) 研修中に知り得た機密情報を、研修中及び研修期間終了後においても一切外部に漏らさないこと。
- (15) 上記(9)～(14)に反する行為をした場合は、研修先の大学・企業・団体等被害を受けた第三者に対して自ら責任を負うこと。
- (16) 研修(含渡航)期間中、学修・就業・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合、研修を中止し帰国命令を受けることがある。又、参加者の都合による途中帰国、これらの場合に発生する経費の負担は、すべて参加者が負うものとする。
- (17) 研修先の治安状況、感染症の流行、自然災害等について常に情報収集に努め、安全確保を徹底すること。また、健康管理にも留意し、感染症対策を徹底すること。加えて、疾病、感染症、及びその他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合やその他のトラブルが生じた際は、速やかに東洋大学国際教育センターへ申し出、その指示に従うこと。
- (18) 以下の理由により、本学より研修の中止並びに帰国勧告が発令された場合は速やかにその指示に従うこと。また、それにより発生する経費の負担はすべて参加者が負うこと(自己都合による途中帰国を含む)。
 - ・研修(含渡航)期間中、学修・就業・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合
 - ・自然災害、感染症の流行、治安の悪化、テロ災害等により安全の確保が難しいと本学が判断した場合(研修開始前時点を含む)
 - ・健康上の理由等により研修の継続が困難と判断された場合
- (19) 帰国後、語学の学修、語学試験の受験及び提出を指示されたものについては、期日までに必ず提出すること。また、語学の学修、語学試験の受験及び TGL(Toyo Global Leader)プログラム等へ積極的に取り組むこと。

裏面に続く

2. 東洋大学の免責事項

東洋大学は、参加者が被った人的及び物的損害が次の(1)～(8)の事項による場合は、責任を負わない。

- (1) 天災地変、海難、火災、政府及びその他の公共団体の指令、不可抗力による損害、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪被害、流行病、関税規則、その他研修先大学・企業・団体等および旅行社・保険会社等が管理し得ない不可抗力によるもの、及び前記の事由にて生じた付帯経費など。
- (2) 研修国の諸法令並びに公序良俗に反する行為の結果生じた損害。
- (3) 参加者の過失によって研修先の大学・企業・団体等に与えた人的若しくは物的損害。
- (4) 研修(含渡航)期間中の航空機の突然のスケジュール変更によって生じる損害。
- (5) 研修先国・地域の防疫措置等により生じる損害。
- (6) 研修の趣旨・目的から逸脱したと国際教育センター長が判断した行為から生じた損害。
- (7) 研修(含渡航)期間中に生じた個人的トラブル、事故、疾病(感染症含む)、傷害、死亡等及びそれらに対する補償。
- (8) 本学が研修の中止を指示した場合並びに帰国を勧告した場合に生じた損害。

研修の参加にあたり、上記すべての事項について承諾いたします。

参加プログラム

☐語学セミナー ☐Diversity Voyage ☐海外スタディツアー ☐協定校等主催短期プログラム

____年 ____月 ____日 本人署名 _____ 印 学籍番号 _____

____年 ____月 ____日 保証人署名 _____ 印 (続柄: _____)

※本人印と保証人印は別の印鑑を使用

保証人緊急時連絡先 住所: _____

電話番号(自宅): _____ 電話番号(携帯): _____

メールアドレス: _____

※本承諾書提出前に各自コピーし、写しを保管すること。